

H29年6月～7月のパブリックコメントで示した指針値案				方針(案)	寄せられた意見の概要	主な意見の具体例
新規 3 物質	2-エチル-1-ヘキサノール	130 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	なし	「ヒトへの安全性に係る情報」、「代替物の情報」等を集積し、国際動向も踏まえながら、指針値の設定を再検討	1. ヒトに対する影響評価の検証が十分であるか疑義がある 2. 海外の状況等を考慮してほしい 3. 代替物質がない 4. 現実的に室内空气中濃度を管理できない	・2-エチル-1-ヘキサノールの指針値を感覚刺激(瞬きの増加)を根拠にして設けるのであれば時間補正は不要である。 ・2-エチル-1-ヘキサノールの毒性は瞬きの増加のみであり、従前から指針値設定を検討している他の候補物質と比べ毒性が低い。 ・WHOや本邦のホルムアルデヒドの指針値の設定でも瞬きの増加を根拠にしているが、時間補正は行っていないなど、2-エチル-1-ヘキサノールの評価の仕方が一致していない。 ・2-エチル-1-ヘキサノールの濃度指針値は極端に低い値となっており製品として対応が難しい。 ・塩ビ加工の製品等から経年変化によって生じ放散され、更に様々な条件により放散量が大きく変わってしまう。 ・技術上、2-エチル-1-ヘキサノールの室内空气中濃度をこれ以上低減させることは困難である。
	2,2,4-トリメチル-1,3-ペンタンジオールモノイソブチレート	240 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	なし	「ヒトへの安全性に係る情報」、「代替物の情報」等を集積し、国際動向も踏まえながら、指針値の設定を再検討	1. ヒトに対する影響評価の検証が十分であるか疑義がある 2. 海外の状況等を考慮してほしい 3. 代替物質がない 4. 現実的に室内空气中濃度を管理できない	・2,2,4-トリメチル-1,3-ペンタンジオールモノイソブチレートはバックグラウンドとなるような有害性データが無い。SDSの記述はOECDのデータを元にしており、有害性情報は書かれていない。 ・OECD論文の内容と指針値案が乖離している(2,2,4-トリメチル-1,3-ペンタンジオールモノイソブチレートは論文中でNOAEL 1000 mg/kg/dayとされているのに対し、指針値案はNOAEL 73 mg/kg/dayである)。 ・OECD論文の元となっているメーカーの原著論文などを参考にして、検討会で再度検討してほしい。 ・2,2,4-トリメチル-1,3-ペンタンジオールモノイソブチレート、2,2,4-トリメチル-1,3-ペンタンジオールジイソブチレートを含まない製品の開発、JIS認証取得には多くの時間を要する。 ・製品中の含有量と室内濃度の関係性が分かっていない。
	2,2,4-トリメチル-1,3-ペンタンジオールジイソブチレート	100 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	なし	「ヒトへの安全性に係る情報」、「代替物の情報」等を集積し、国際動向も踏まえながら、指針値の設定を再検討	1. ヒトに対する影響評価の検証が十分であるか疑義がある 2. 海外の状況等を考慮してほしい 3. 代替物質がない 4. 現実的に室内空气中濃度を管理できない	・2,2,4-トリメチル-1,3-ペンタンジオールジイソブチレートはバックグラウンドとなるような有害性データが無い。SDSの記述はOECDのデータを元にしており、有害性情報は書かれていない。 ・指針値案はNOAEL 30 mg/kg/dayであるが、海外ではNOAELが別の値となっている論文もあるため、それも参考にして検討会で再度検討してほしい。 ・海外では2,2,4-トリメチル-1,3-ペンタンジオールジイソブチレートを安全と判断している文献がある。 ・2,2,4-トリメチル-1,3-ペンタンジオールジイソブチレートの代替品がないため、塗料を使えなくなる恐れがある。 ・2,2,4-トリメチル-1,3-ペンタンジオールモノイソブチレート、2,2,4-トリメチル-1,3-ペンタンジオールジイソブチレートを含まない製品の開発、JIS認証取得には多くの時間を要する。 ・製品中の含有量と室内濃度の関係性が分かっていない。
既存 4 物質	エチルベンゼン	58 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	3800 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	指針値改定案ではLOAELで評価していたが、海外のリスク評価においてNOAELで評価しているものもあることを踏まえ、指針値の改定を再検討	1. 海外の状況等を考慮してほしい 2. 現実的に室内空气中濃度を管理できない	・第21回シックハウス検討会では「NOAELとして75ppm」の意見が出されている。この場合、現在案の58 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ については指針値として低すぎる。 ・海外のエチルベンゼンの評価では75 ppmをNOAELとしているものもあるが本指針値案では75 ppmをLOAELとしている。本指針値案も75 ppmをNOAELとすべきである。 ・海外のエチルベンゼンについての新しい論文を考慮してほしい。 ・技術上、発泡スチロールの原材料中のエチルベンゼンをこれ以上低減させることは困難である。
	キシレン	200 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	870 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	改正案を指針値として設定	特に指針値改正案に大きく影響する意見はなかった	・4VOCの指針値について、新指針値に対応する表示制度対応のための猶予を頂きたい。現在表示制度が不要な建材に関する対応など、関連業界の対応期間を確保して頂きたい。
	フタル酸ジ-n-ブチル	17 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	220 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	改正案を指針値として設定	特に指針値改正案に大きく影響する意見はなかった	特に無し
	フタル酸ジ-2-エチルヘキシル	100 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	120 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	改正案を指針値として設定	特に指針値改正案に大きく影響する意見はなかった	・日本国内で製造・流通している壁紙の約90%が塩ビ樹脂系の壁紙であり、その壁紙に2-エチル-1-ヘキサノールを原料としたフタル酸ジ-2-エチルヘキシルを使用している。産業界等の実態調査を行い、慎重な議論をお願いしたい。
その他、全般的な事項						・指針値の位置づけと取り扱いについて明確にしてほしい。 ・指針値の対象範囲を明確にしてほしい。 ・指針値案設定物質の選定基準を明確化して欲しい。 ・指針値を設定して規制を強化すると、より毒性の強い代替品が使われる可能性がある。